

陸海軍人ニ賜ハリタル勅諭

明治十五年一月四日

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそあ
る昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率
ゐ中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ
高御座に即かせられて天下しろしめし給ひし
より二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り
換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天
皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありて
は皇后皇子の代らせ給ふこともありつれど
大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中
世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ
六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けら
れしかば兵制は整ひたれとも打續ける昇平に
狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農
おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯
兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向
に其武士ともの棟梁たる者に歸し世の亂と共に

に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武
家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯な
れるは人力もて挽回すへきにあらすとはいひ
なから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に
背き奉り淺間しき次第なり降りて弘化嘉永
の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも
起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕
か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱
し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くし
て天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返
上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海
内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の
忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖
宗の専蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへと
も併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重
きを知れるか故にこそあれされは此時に於て
兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年
か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵

馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ
臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て
臣下に委ぬへきものにあらす子々孫々に至る
まで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握
するの義を存して再中世以降の如き失體なか
らんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥な
るそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を
頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國
家を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報い
まゐらする事を得るも得さるも汝等軍人か其
職を盡すと盡さるとに由るそかし我國の稜
威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共
にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其
譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心に
なりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は
永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の
光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望
むなれば猶訓諭すべき事こそあれいてや之を

左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるにして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只ゝ一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなけれ
一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停

年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を素り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尚ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇

を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大
勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗
暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人
たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力
を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たり
とも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を
盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を
尙ふものは常々人に接るには溫和を第一と
し諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を
一軍人は信義を重んすへし凡信義を守ること
常の道にはあれとわきて軍人は信義なくて
は一日も隊伍の中に交りてあらんこと難か
るへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分
を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思
はゝ始より其事の成し得へきか得へからさ

こそ

好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひ
て豺狼などの如く思ひなむ心すへきことに

一軍人は信義を重んすへし凡信義を守ること
常の道にはあれとわきて軍人は信義なくて
は一日も隊伍の中に交りてあらんこと難か
るへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分
を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思

はゝ始より其事の成し得へきか得へからさ

るかを審に思考すへし臘氣なる事を假初に
諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義
を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に
苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事
の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへ
からすと知り其義はとても守るへからすと
悟りなは速に止ることよけれ古より或は小
節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或
は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り
あたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍
の上の汚名を後世まで遺せること其例尠か
らぬものを深く警めてやはあるへき
一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせさ
れは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を
好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くな
り節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしき
せらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸な
りといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間

に起りては彼の傳染病の如く蔓延し土風も

おこ

兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之
を懼れて囊に免黜條例を施行し略此事を誠

め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひ

て心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閒にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切な
れ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心

は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用に
かは立つべき心たに誠あれは何事も成るもの
そかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の

常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か
訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を

盡きは日本國の蒼生舉りて之を悅ひなん朕
人の懼のみならんや